

平成二十年三月二十一日提出
質問 第二一〇号

外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

210

外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第九七号）を踏まえ、再質問する。

一 一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルーブルで売却し、外貨に換金する「ルーブル委員会」なる裏金組織につき、外務省内で行われた聞き取り調査（以下、「調査」という。）について、前回質問主意書で「調査」の対象となった当時在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）に勤務していた者のうち、現在外務省の幹部職に就いており、個人情報及びプライバシーを侵害しない範囲で、例えば外務省HPに掲載されている外務省幹部名簿等でその氏名が記載されている者の氏名を全て明らかにされたい。前回質問主意書で同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

二 外務省においては、各職員の外務省入省後の経歴をまとめた外務省職員名簿があると承知する。それを見れば、現在外務省幹部名簿に氏名が記載されている者のうち、どの者が以前「大使館」に勤務していたかについて明らかにすることは可能であり、「前回答弁書」にある様に「確認」についての記録が作成されていないことを理由に一の問いに答えられないとするのは全く理由にならないと思料する。外務省が一

の問いに答えられない理由があるのならば、その法的根拠について説明されたい。

三 「ループル委員会」に関するこれまでの答弁書からすると、「調査」が行われたのは二〇〇五年十月十七日から二十日までの間になると思料するが、右の認識に誤りはないか。確認を求める。

四 三の認識に誤りがなければ、二〇〇五年十月十七日から二十日までの間に、外務省大臣官房長、監察官、官房審議官、官房参事官、大臣官房長補佐、大臣秘書官、考査・政策評価官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課長、会計課長、在外公館課長の大臣官房幹部の職に就いていた者の氏名をそれぞれ明らかにされたい。三の認識に誤りがあるのなら、また「調査」が行われた時期を明確に特定できないと外務省が言うのなら、在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）が提出されてから本年三月二十一日現在までの間に、右の任に就いていた者の氏名を全て挙げられたい。

五 四の大臣官房幹部のうち、「調査」の担当責任者は誰か。

六 本年二月五日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第三一号）によると、外務省において記録が作成されていない案件についての質問に対し、外務省職員が記憶に基づいて答弁することを禁ずる内規

はないとのことである。その一方で、記録が作成されていないのは承知した上で、外務省大臣官房所属職員
員の記憶に基づき、「調査」の担当責任者は誰かを明らかにする様、これまで重ねて求めているのに、
「前回答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていないのは、外務省大臣官房所属職員の誰一人として既に
「調査」の記憶がないということか。明確な答弁を求める。

七 「調査」についての記録を作成しないと決定したのは、四で挙げた幹部職員のうち誰か。外務省大臣官
房所属職員の記憶に基づいた答弁でも当方は構わないところ、右の問いに対して答弁することを求める。

八 「ループル委員会」の存在を公の場で訴えており、しかも現職の外務省職員である佐藤優氏を「調査」
の対象に含めないと決定したのは、四で挙げた幹部職員のうち誰か。外務省大臣官房所属職員の記憶に基
づいた答弁でも当方は構わないところ、右の問いに対して答弁することを求める。

九 二〇〇五年十一月三十日に行われた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、鈴木宗男衆
議院議員の質疑に対して原田親仁欧州局長は、「この問題は、既に組織として十分に調査した上で、閣議
決定を経た答弁書でお答えしてあるわけでございます。」と、「ループル委員会」について答弁してお
り、右の答弁は衆議院の公式な議事録として保存されていると承知するが、答弁にある「ループル委員

会」について「組織として十分に調査した」とは、外務省として「調査」を十分に行ったという意味であると理解して良いか。確認を求める。

十 九の答弁にある「組織として十分に調査した」とは、外務省においてどのような方策によって、どの程度徹底して「調査」が行われたというのか、具体的に説明されたい。

十一 外務省が「調査」を十分に行ったのに、それを記録した文書を作成しなかったのはなぜか。

十二 外務省が「調査」を十分に行ったというのなら、現職の外務省職員でありながら「ルール委員会」の存在を公の場で訴えている佐藤優氏を「調査」の対象に含め、佐藤優氏に対して徹底的に聞き取りを行うべきであったと考えるが、なぜ外務省はそうしなかったのか。

十三 「調査」は外務省により十分に行われたと考えるか。高村正彦外務大臣の見解を示されたい。

十四 実際は「調査」は全く十分には行われておらず、外務省は組織として「ルール委員会」の存在を隠し通す考えでいると史料するが、高村外務大臣の見解を示されたい。

十五 「ルール委員会」という、かつて「大使館」において裏金を作る悪しき仕組みが存在したことを明らかにすることは、裏金作りに手を染めた外務省職員を放逐し、外務省という組織の浄化を図る上で必要

なことであると考えるところ、外務大臣として、「調査」をやり直す様、大臣官房に命ずる考えはあるか。高村外務大臣の見解を示されたい。

右質問する。